

白岡市議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第86条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第134条 請願書には、<u>邦文を用いて</u>、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない</u>。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない</u>。</p> <p>3 <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない</u>。</p> <p>4 略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第86条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第134条 請願書には、<u>邦文を用い</u>、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>3 略</p>

